

○湖北環境衛生組合情報公開条例施行規則

〔平成30年4月1日〕
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖北環境衛生組合情報公開条例（平成30年湖北環境衛生組合条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報公開請求書)

第2条 条例第6条に規定する請求書は、情報公開請求書（様式第1号）とする。

2 前項に規定する情報公開請求書の提出は、郵送又はファクシミリにより行うことができる。

(情報公開の決定通知)

第3条 条例第7条第1項の規定に規定する書面は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 情報を公開する旨の決定をした場合 情報公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 情報を公開しない旨の決定をした場合 情報非公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 情報の部分公開をする旨の決定をした場合 情報部分公開決定通知書（様式第4号）

2 条例第7条第2項の規定により、情報を公開する旨の決定を行うべき期間を延長する場合の通知は、情報公開決定期間延長通知書（様式第5号）によるものとする。

3 条例第7条第4項の規定により、第三者から意見を聴く場合にあっては、第三者関係情報公開請求に関する照会書（様式第6号）及び第三者関係情報公開請求に関する意見書（様式第7号）により行う。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、口頭により意見を聴取することができる。

4 前項の規定に基づき条例第7条第1項による決定をしたときは、当該決定の内容を当該第三者に対して、第三者関係情報公開等に係る決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(情報公開の実施等)

第4条 条例第8条の規定により情報の公開を行う場合において、情報の写しを交付するときの当該写しの部数は、公開請求があった情報1件につき1部とする。ただし、管理者が当該情報の複写が技術的に困難であると認めるとき、又は複写に要する作業が著しく事務に支障を来すと認めるときは、当該情報の写しの交付をしないものとする。

2 管理者は、情報の閲覧を受ける者が当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該情報の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(費用の額及び納付)

第5条 条例第11条第2項に規定する費用の額は、石岡市において当該年度当初に定める石岡市情報公開条例及び個人情報保護条例に規定する写しの作成に要する実費の額の告示

の例によるものとし、この場合における費用の納付の時期は、次のとおりとする。

- (1) 情報の写しの交付を受ける者は、その際に納付しなければならない。
- (2) 情報の写しの送付を受けようとする者は、送付を受ける前に納付しなければならない。

(情報の検索資料)

第6条 条例第15条に規定する情報の検索に必要な資料は、文書整理簿その他管理者が定めるものとする。

(運用状況の公表)

第7条 条例第16条の規定による運用状況の公表は、請求件数、請求内容、公開、非公開の件数及び不服申立ての状況についてするものとし、公表の方法は、湖北環境衛生組合公告式条例（昭和44年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行う。

(審査会の会長)

第8条 条例第13条に規定する湖北環境衛生組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第9条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。

(審査会の庶務)

第10条 審査会の庶務は、庶務課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

情 報 公 開 請 求 書

（実施機関名） あて

受 付

湖北環境衛生組合情報公開条例（平成30年4月1日条例第4号）第6条の規定により，次のとおり情報の公開を請求します。

(1) 請 求 日	年 月 日（ 曜日）
(2) 請 求 者	〒 ー 電話番号 住 所 (所在地)
	ふりがな 氏 名 (名称及び代表者氏名)
(3) 請求する情報の件名又は内容	
(4) 公 開 方 法 の 区 分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧及び写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの郵送
(5) 請 求 の 目 的	
※ 主 管 課	
※ 備 考	

- (注) 1 (1)～(5)について記入してください。
 2 該当する□欄にチェックしてください。
 3 情報の内容又は利害関係の内容は具体的に記入して下さい。
 4 ※欄は記入しないでください。

第 号
年 月 日

情 報 公 開 決 定 通 知 書

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり決定しましたので通知します。

請 求 書 受 付 年 月 日	年 月 日（ 曜日）
情 報 の 件 名	
決 定 の 区 分	全 面 公 開
公 開 の 日 時	年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分
公 開 の 場 所	
主 管 課	電話番号
備 考	

（注） 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

なお、指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ電話にてお知らせ願います。

第 号
年 月 日

情 報 非 公 開 決 定 通 知 書

様

（実施機関名）

印

年 月 日付で請求のあった情報の公開について、次のとおり決定しましたので通知します。

請 求 書 受 付 年 月 日	年 月 日（ 曜日）
情 報 の 件 名	
決 定 の 区 分	非 公 開
非 公 開 と し た 理 由	湖北環境衛生組合情報公開条例 第 条第 号に該当
※ 公 開 が 可 能 と な る 期 日	年 月 日
主 管 課	電話番号
備 考	

- （注） 1 「※公開が可能となる期日」とは、非公開決定した理由がなくなる期日を明示したもので、その時点で情報の公開を希望する場合は、再度この日以降に請求をしてください。
- 2 この決定に不服のある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、湖北環境衛生組合管理者に対して不服申立てをすることができます。

第 号
年 月 日

情報部分公開決定通知書

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり決定しましたので通知します。

請求書受付年月日	年 月 日（曜日）
情報の件名	
決定の区分	部分公開
公開の場所	
情報の一部を非公開とした部分	
情報の一部を非公開とした理由	湖北環境衛生組合情報公開条例 第 条第 号に該当
※ 公開が可能となる期日	年 月 日
主管課	電話番号
備考	

- （注） 1 情報の公開を受ける際に、この通知書を提示してください。
 なお、指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ電話にてお知らせ願います。
- 2 「※公開が可能となる期日」とは、非公開決定した理由がなくなる期日を明示したもので、その時点で情報の公開を希望する場合は、再度この日以降に請求をしてください。
- 3 この決定に不服のある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、湖北環境衛生組合管理者に対して不服申立てをすることができます。

第 号
年 月 日

情報公開決定期間延長通知書

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

請求書受付年月日	年 月 日（ 曜日）
情報の件名	
当初の決定期限	年 月 日（ 曜日）
延長の期間	日間
新たな期限	年 月 日（ 曜日）
延長の理由	
主 管 課	電話番号
備 考	

第 号
年 月 日

第三者関係情報公開請求に関する照会書

様

（実施機関名）

印

湖北環境衛生組合情報公開条例に基づき公開請求がありました情報に、あなたに関する情報が記録されていますのでお知らせします。

つきましては、当該情報を公開するか否かの判断の参考とするため、別紙により御回答くださいますようお願い申し上げます。

請求のあった情報の件名及び内容	
あなたに関する情報の内容	
<p>意見をお聴きしたい事項</p> <p>〔 右の□欄にチェックがある事項について御回答願います。 〕</p>	<p><input type="checkbox"/> 1 公開することにより</p> <p>〔</p> <p><input type="checkbox"/> (1) プライバシーが侵害されるか否か。侵害となる場合は、その理由</p> <p><input type="checkbox"/> (2) あなたの会社・団体に不利益を与える場合は、その理由</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 貴団体との協力関係及び信頼関係を損なう場合は、その理由</p> <p>〕</p> <p><input type="checkbox"/> 2 非公開を本条に提供された情報であるが、現時点において公開が可能かどうか。</p>
回 答 期 限	年 月 日（ 曜日）
主 管 課	電話番号

第三者関係情報公開請求に関する意見書

第 号
年 月 日

（実施機関名）

（主管課名）

あて

主管課受付

住 所 _____
氏 名 _____
〔法人その他の団体にあつては、名称、
事務所の所在地及び代表者等
電話番号 _____〕

年 月 日付けで照会のあつた件につきまして、次のとおり回答します。

件 名	
意 見	<input type="checkbox"/> 公開されても支障がない。
	<input type="checkbox"/> 公開されては支障がある。 (その理由)

第 号
年 月 日

第三者関係情報公開等に係る決定通知書

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで御意見をいただきましたあなたに関する情報が記録されている情報の公開について、次のとおり決定したので通知します。

請求のあった情報の件名及び内容	
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開 （理由）
公 開 の 日 時	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分
主 管 課	電話番号
備 考	